



German Newsletter

Japan Business Services

Issue 4 | October 2022

概要

- I. 法改正
- II. BEPS
- III. 法人税
- IV. VAT
- V. 建設工事に係る源泉税
- VI. 個人所得税／賃金税
- VII. 租税通則法
- VIII. 税務コンプライアンス
- IX. 商法会計
- X. 会社法

ドイツ最新情報

I. 法改正

1. 2022年中に成立した法改正の概要一覧(2022年10月12日現在)

法律名	官報公布日／概要
1. 第4次コロナ租税支援法 (Viertes Corona- Steuerhilfegesetz - 3. Corona-StHG)	2022年6月22日
損失の繰戻控除	<ul style="list-style-type: none">▶ 損失の繰戻控除限度額の1千万ユーロ(夫婦合算申告の場合は2千万ユーロ)への時限的引上げの2023年課税年度までの延長▶ 損失繰戻期間の1年間から2年間への恒常的延長
定率減価償却の時限的適用の延長	<ul style="list-style-type: none">▶ 2022年12月31日までに取得または製造された有形固定資産のうち動産については、定額法に代わって残存簿価に対する定率での償却が可能(当初は2020年1月1日から2021年12月31日までの取得／製造資産への時限適用)
資産売却益の繰延期間の延長	<ul style="list-style-type: none">▶ 資産売却益の課税繰延を規定する所得税法第6b条および第7g条の適用に際しての、(再)投資期限をそれぞれ1年延長

法律名	官報公布日／概要
その他の所得稅法上の措置	<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者などに対する特別給付金(Pflegebonus)の非課稅上限の3千ユーロへの引上げ 時短操業手当の支給に際する雇用者による追加手当の非課稅措置の2022年6月30日までの延長 ホームオフィス定額経費控除の2022年12月31日までの延長
稅務決算書上の改正	<ul style="list-style-type: none"> 支払期限12カ月超の無利子の長期債務について、稅務決算書上の年利5.5%での割引減価処理の廃止(履行価額で計上)
租稅通則法上の措置	<ul style="list-style-type: none"> 各種期限の延長(下記)

	2020年課稅年度		2021年課稅年度		2022年課稅年度	
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
稅務申告書提出期限(税理士作成)	2022.05.31	2022.08.31	2023.02.28	2023.06.30	2024.02.29	2024.04.30
稅務申告書提出期限(納稅者自身による作成)	2021.10.31	2021.10.31	2022.07.31	2022.09.30	2023.07.31	2023.08.31
申告書提出遅延過料の起算開始日	2022.06.01	01.09.2022	2023.03.01	2023.07.01	2024.03.01	2024.05.01
税金利息の起算開始日	2022.07.01	01.10.2022	2023.04.01	2023.08.01	2024.04.01	2024.06.01

2. 2022年租稅輕減法 (Steuerentlastungsgesetz 2022)	2022年5月27日
被雇用者に対する定額必要経費控除額の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> 定額必要経費控除額の1,000ユーロから1,200ユーロへの引上げ
基礎控除額の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> 2022年課稅年度の基礎控除額の9,984ユーロから10,347ユーロへの引上げ
片道通勤距離21キロメートル以上に適用される定額(加算)通勤手当の遡及(そきゅう)的引上げ	<ul style="list-style-type: none"> 定額(加算)手当の1キロメートル当たり35セントから38セントへの引上げ 2022年1月1日に遡及しての引上げ
光熱費および燃料價格の上昇に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> 300ユーロのエネルギー費用定額控除額(2022年度のみ) 100ユーロのKindergeld(児童手当)加算一時金の支給
3. 2022年法人税ガイドライン (Körperschaftsteuer-Richtlinien 2022)	2022年4月13日
内容についてはドイツニュースレター2022年4月号セクションIII.「法人税」参照	
4. エネルギー税輕減法 (Energiesteuersenkungsgesetz)	2022年5月31日
光熱費および燃料價格の上昇に対する負担輕減措置	<ul style="list-style-type: none"> 燃料に係るエネルギー税の2022年6月から8月までの時限的引下げ(暖房用ガスは対象外) ガソリンについては1リットル当たり29.55セント、ディーゼルについては14.04セントの引下げ 2022年6月1日発効
5. 租稅通則法および租稅通則法導入法の改正のための第2次法 (Zweites Gesetz zur Änderung der AO und EGAO-Zinsen)	2022年7月21日
2021年8月18日付連邦憲法裁判所判決を受けた、2019年1月1日以降の税金利息算定対象期間に適用される利率の改正(ドイツニュースレター2022年4月号セクションIX.租稅通則法参照)	<ul style="list-style-type: none"> 月利0.5%(年利6.0%)から月利0.15%(年利1.8%)への引下げ 新しい利率はマイナス0.88%の基本利率(民法第247条)に2.7%の「適正」なマージンから構成される 適用される利率は3年ごとに見直し(次回は2026年1月1日) 利息の算定対象期間のうち期間によって異なる利率が適用される場合は、それぞれの算定対象期間に案分 納稅者が査定確定されていない税金を納付し、稅務署がこの納付期限の到来していない納付額を受理し、査定済みの税金債務と相殺した場合は、納付利息が賦課されない 利息の賦課決定時効期限の1年から2年への延長

2. 立法手続中の法改正の概要一覧(2022年10月12日現在)

法律名	官報公布日／概要
1. 物品税法の改正のための第8次法 (Achtes Verbrauchsteuergesetzänderungsgesetz)	2022年10月7日付連邦参議院同意
物品税の領域におけるEU指令の国内法への導入	<ul style="list-style-type: none"> 税法上EU域内(通関済み)財貨に該当する物品税対象となる財貨の輸送手続を規定する、EMCS(Excise Movement and Control System)を利用した輸送手続およびモニタリングシステムの構築 ビール税に関して、法的かつ経済的に独立した(小規模)製造者に対するEU域内で統一された認証システムの構築 発酵後に添加されるビール原材料費については2031年1月1日以降課税ベースに加算 その他ビール税関連の改正 2023年2月13日に発効
VAT軽減税率の適用期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> 飲食役務に対する7%のVAT軽減税率の適用期限の2023年12月31日までの延長
2. 天然ガス供給に適用されるVAT税率の時限的引下げに関する法律 (Gesetz zur temporären Senkung des Umsatzsteuersatzes auf Gaslieferungen über das Erdgasnetz)	2022年10月7日付連邦参議院同意
ガス供給に適用されるVAT税率の時限的引下げ	<ul style="list-style-type: none"> 天然ガスグリッドによるガス供給および暖房供給に適用されるVAT税率の7%への引下げ 2022年10月1日から2024年3月31日までの時限適用
「インフレーション調整プレミアム」(所得税法第3条第11c号)	<ul style="list-style-type: none"> 消費者物価上昇による負担軽減を目的とした、雇用者による3,000ユーロを上限とする非課税／社会保険料免除の一時金を金銭給付または現物給付として支給可能 一時金は通常の給与に追加して支給されることが要件 2024年12月31日までの支給が可能(段階的支給も可)
3. 機能移転令(Funktionsverlagerungsverordnung)	2022年10月7日付連邦参議院同意
源泉税軽減近代化法(Abzugsteuerentlastungs-modernisierungsgesetz -AbzStEntModG)により2022年1月1日に遡及して新たに導入された国際取引課税法第1条第3b条を受けた機能移転令の改正	<ul style="list-style-type: none"> 移転パッケージの価値決定のベースとなる(機能移転元企業と移転先企業との間の)合意レンジの算定に際しては、今後、機能移転自体に伴う税効果も考慮の対象となる 割引率(投資利回り率)の算定に際してのリスクプレミアムの評価アプローチ 移転された機能の有効期間が無期限でない場合、ならびに第三者であれば民法上の補償請求権を対価の上限とするかどうかの举証責任の納税者側への転嫁 機能の最終的な移転が成立しない場合に、使用供与と見なすとする現行条文の削除 2022年1月1日以降開始する事業年度に遡及して適用開始

<p>4. DAC 7の実施および租税手続法の近代化のための法律 (Gesetz zur Umsetzung der DAC 7 und zur Modernisierung des Steuerverfahrensrechts)</p>	<p>2022年10月12日付連邦議会財政委員会ヒアリング</p>
<p>EU行政協力指令(2011/16/EU)(DAC 7)の直近の改正内容の国内法への導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ オンラインポータル運営者に対する新しい記録および報告義務、ならびに下記の対象取引に関する自動情報交換の導入 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 不動産の賃貸 ▶ 人的役務の提供 ▶ 財貨の販売 ▶ 交通手段の賃貸 ▶ 各国税務当局間の協力のさらなる改善 ▶ DAC 7の改正内容は、共同監査(Joint Audit)を除いて2022年12月31日までに国内法への導入を義務付け、2023年から適用開始 ▶ 共同監査については2023年末までに国内法への導入が義務付け
<p>租税手続法の近代化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 税務調査の迅速化のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 税務調査開始に伴う時効期限到来の停止期間を5年に制限 ▶ 書面または電子的方法による(強制執行可能な)協力義務要請および協力義務の履行遅延に対する過料の導入 ▶ 部分的な税務調査終了査定書の交付の可能性 ▶ 移転価格文書提出期限の(税務調査通知の交付後)60日から30日への短縮 ▶ 従来の他のEU加盟国1カ国または第三国1カ国への国外移転だけでなく、複数のEU加盟国または複数の第三国への電子帳簿の国外移転が可能 ▶ 2023年から2027年にかけての代替的な監査方法のテストプロジェクトの実施(セクションVIII.「税務コンプライアンス」参照) ▶ 適用開始は原則的に2025年から(電子帳簿の国外移転に関しては2023年から)
<p>5. EU組織再編指令実施のための法律 (Gesetz zur Umsetzung der Umwandlungsrichtlinie)</p>	<p>2022年10月12日付連邦議会第1読会</p>
<p>組織再編法第305条以下に新たに導入される「クロスボーダーの組織再編」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ クロスボーダーの分割および他のEU加盟国の資本会社への形態変更(定款上の本店所在地の移転によるクロスボーダーの形態変更を含む)が初めて法的に可能となる
<p>国内再編に関する新規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 株式会社、株式合資会社および有限会社のクロスボーダーの組織再編に際しての管轄登記裁判所によるデジタルコミュニケーションの導入 ▶ 国内法へ導入するための実施法案には、例えば、クロスボーダーの吸收型分割等、EU組織再編指令が規定していない項目も含まれる
<p>EU組織再編指令の国内法への導入期限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2023年1月31日

6. 2022年年次税法(Jahressteuergesetz 2022)	2022年10月14日付連邦議会第1読会																								
いわゆる「登録事案」のケースにおける制限納税義務の大幅な撤廃(ドイツニュースレター2022年7月号セクションIII.「配当源泉税」参照)	<ul style="list-style-type: none"> 企業グループ内でのライセンス取引については2023年1月1日以降受領するライセンス料から、第三者とのライセンス取引については、2022年1月1日以降受領分から撤廃 タックスヘイブン防止法(Steueroasen-AbwehrG)にいうところの非協力的な国・地域／タックスヘイブンに居住／所在するライセンス料債権者については納税に関する新規定が適用 																								
その他の改正	<ul style="list-style-type: none"> 2023年7月1日以降完成する居住用住宅の定額減価償却率の2%から3%への引上げ 不動産の実際の耐用年数が標準耐用年数未満である場合の実際の耐用年数での減価償却の撤廃 決済サービス事業者に対する特別な記録義務の導入等、EU決済サービス指令(Payment Services Directive)ならびにオンラインアクセス法(Onlinezugangsgesetz)のVAT法への導入 評価法における相続税／不動産取得税目的の不動産評価規定の改正 年金に対する二重課税回避を目的とした、老齢年金掛金の全額特別控除の2023年課税年度への前倒し 投資所得の算定に際しての定額必要経費の801ユーロから1,000ユーロへの引上げ 自宅外で就学する、原則25歳以下の児童、生徒または学生1人当たり924ユーロの定額教育控除の1,200ユーロへの引上げ ホームオフィス定額必要経費控除(1日当たり5ユーロ、1,000ユーロまで)の適用期限の撤廃 小規模太陽光発電設備からの収入に対する所得税およびVATの免除 																								
7. インフレーション調整法(Inflationsausgleichsgesetz)	2022年10月10日付連邦議会財政委員会ヒアリング																								
基礎控除額および所得税率表の適用上限の引き上げを通じたインフレーション予測に対応した所得税率の調整																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>現行 (ユーロ)</th><th>2023年 (ユーロ)</th><th>2024年 (ユーロ)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除額</td><td>10,347</td><td>10,632</td><td>10,932</td></tr> <tr> <td>最低税率(14%)適用課税所得上限</td><td>14,926</td><td>15,786</td><td>16,179</td></tr> <tr> <td>累進税率適用課税所得下限</td><td>14,927</td><td>15,787</td><td>16,180</td></tr> <tr> <td>最高税率(42%)適用課税所得下限</td><td>58,597</td><td>61,972</td><td>63,515</td></tr> <tr> <td>「富裕税」(45%)適用課税所得下限</td><td>277,826</td><td>277,826</td><td>277,826</td></tr> </tbody> </table>		現行 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)	2024年 (ユーロ)	基礎控除額	10,347	10,632	10,932	最低税率(14%)適用課税所得上限	14,926	15,786	16,179	累進税率適用課税所得下限	14,927	15,787	16,180	最高税率(42%)適用課税所得下限	58,597	61,972	63,515	「富裕税」(45%)適用課税所得下限	277,826	277,826	277,826
	現行 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)	2024年 (ユーロ)																						
基礎控除額	10,347	10,632	10,932																						
最低税率(14%)適用課税所得上限	14,926	15,786	16,179																						
累進税率適用課税所得下限	14,927	15,787	16,180																						
最高税率(42%)適用課税所得下限	58,597	61,972	63,515																						
「富裕税」(45%)適用課税所得下限	277,826	277,826	277,826																						
その他の改正	<ul style="list-style-type: none"> (満18歳未満または満25歳未満の就学中の子供を対象とする)児童控除額の段階的引上げ 児童手当(キンダーゲルト)の段階的引上げ 扶養控除額上限の2022年1月1日への遡及的引上げ 																								
8. いわゆるエネルギー効率化に対する調整措置の延長のためのエネルギー税および電気税法の改正に関する法律(Gesetzes zur Änderung des Energiesteuer- und des Stromsteuergesetzes zur Verlängerung des sogenannten Spitzenausgleichs)	<p>2022年10月19日付連邦議会財政委員会ヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3次救済措置パッケージ(Entlastungspaket III)の一環でのエネルギー効率化に対する調整措置によるエネルギー税および電気税の還付措置の2023年末までの延長 																								

9. 開示国別報告書実施のための法律(Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie (EU) 2021/2101 im Hinblick auf die Offenlegung von Ertragsteuerinformationen durch bestimmte Unternehmen und ZweigniederlassungenUmsetzung)	2022年9月30日付連邦財務省法案
EU会計指令(2021/2101/EU)の補足内容の国内法への導入	<ul style="list-style-type: none"> 国別報告書(Country-by-Country Reporting - CbCR)の開示義務
ドイツ商法典(Handelsgesetzbuch - HGB)第3巻<会計帳簿>に新しいサブセクションの挿入	<ul style="list-style-type: none"> 連続する2事業年度における(グローバル)連結ベースの売上高が年間7億5千万ユーロを超える多国籍企業に対する開示義務 EU加盟国ごとの事業内容、従業員数、税引前利益および州益税(法人税)に関する情報が開示国別報告書の対象 EUブラックリストに記載されていない第三国については合算ベースでの開示が可能 開示期限は当該事業年度の期末日から12カ月以内 開示により営業活動に著しい不利益が生じる懸念のある合理的な理由がある場合には開示を最長5年間延期することが可能 決算監査対象の拡大 監査役会等の会社の監督機関による、開示義務および開示状況に関する監査の義務付け
その他の改正	<ul style="list-style-type: none"> 国外資本会社が国内支店を有する場合の本店決算書開示義務の拡大(現行は本店がEUまたはEEA加盟国に所在する国内支店のみが対象) 関連企業の定義の改正
適用開始	2024年6月22日以降開始する事業年度からの適用開始

II. BEPS

OECD、BEPS 2.0プロジェクト第1の柱の適用を2024年に延期

OECDは、2022年7月11日に、BEPS 2.0プロジェクトの「第1の柱のAmount Aに関する進捗報告書」を通じて、第1の柱の実施に関する多国間合意のタイムスケジュールの改訂版を公表するとともに、パブリックコンサルテーションを開始しました。なお、適用開始時期を2024年に延期することは、既に発表されていました。

詳細につきましては2022年7月22日付[Japan Tax Alert](#)(日本語)および2022年8月2日付[Japan Tax Alert](#)(日本語)をご参照ください。

最低課税制度(BEPS2.0プロジェクトの「第2の柱」)に関する欧州蔵相会議共同宣言 (ドイツニュースレター2022年4月号の続報)

ドイツ、フランス、スペイン、イタリアおよびオランダは、プラハで開催された欧州蔵相会議(ECOFIN)の非公式会合の一環で、グローバル・ミニマム課税(「第2の柱」)に関する共同宣言を公表しました。上記のEU加盟各国は、2021年末に公表されたOECDモデルに倣ったグローバルな最低課税に関するEU指令案が仮に不成立に終わったとしても、グローバル・ミニマム課税を導入する意向にあると考えられます。

5カ国の蔵相は共同宣言の中で、EU加盟27カ国中26カ国が2022年6月にEUにおけるグローバル・ミニマム課税を導入する用意があると表明している点を強調しています。今後数週間のうちに、必要な(EU加盟各国による全会一致での)合意が得られない場合、5カ国政府は共同宣言に従い、2023年半ばまでに最低課税の導入を決定と考えられます。5カ国は、最低課税の導入に向け、あらゆる合法的な手段を利用する用意があるとしています。これは、各国が、いわゆる強化された協力のために集結する、またはOECDレベルでの合意および既に公表されたEU指令案に基づき、各国が協調して国内法への導入を図ることを意味します。

この共同宣言は、2022年9月4日に公表された「第3次救済措置パッケージ(Entlastungspaket III)」において示された、ドイツ連邦政府は既に現時点において最低課税の導入に着手する意向にあるとの、ドイツ政府の声明と連動しています。さらに、共同声明は、大規模な多国籍企業に対する課税権の帰属に関する多国間条約(「第1の柱」)を2023年半ばまでに締結することを目標に掲げています。

III. 法人税

支配株主による利益配当の認識のタイミング

ドイツ所得税法上、外国法人の支配株主に対する利益配当は、原則的に、利益配当決議時点に受領されたと見なされます。ただし、連邦財政裁判所の見解では、当該外国の法律に従い、支配株主が利益配当について経済的に処分可能であることが条件となります。

連邦財政裁判所は2022年2月14日付判決において、支配株主側での投資所得の認識のタイミングに関する一般的な法原則（所得税法第11条、同第20条）が、外国法人（係争事案においてはクロアチア）による利益配当の場合にも適用されることを確認しました。つまり、ドイツ内国法人からの利益配当と外国法人からの利益配当は同様に扱われることになります。したがって、利益分配請求権が明確で争いの余地なく発生しており、支配能力のある（配当）会社に対して既に請求されている場合、原則として利益処分に関する決議時点において配当支払いが実施されたと見なされることになります。なお、支配株主に対する（配当決議に基づく）利益配当支払いが実施されたと見なされるためには、国内ケースおよび国外ケースのいずれにおいても、株主が利益配当を経済的に処分できることが必須条件となります。

連邦財政裁判所の見解では、配当金が実際にはまだ支払われていない場合においては、利益配当に対する経済的な処分権および裁量権の行使を妨げる法的または実質的な障害がない場合およびその限りにおいて、（課税の対象となる）利益配当の受領があったと想定し、配当認識を正当化することができるとされます。つまり、決議時点に配当支払請求権が直ちに発生する場合であっても、必ずしもすべてのケースにおいて、会社の支払能力を理由に支配株主が直接の経済的処分権を得ると見なされるものではありません。当該国の法律に基づき、利益配当額に対する経済的処分権を獲得することができない場合には、支配株主側での所得税法第11条第1項第1文（入金時の収益認識）に基づく収益は発生しないとされます。

財政裁判所は、この原則に基づき、納税者が利益配当を経済的に処分することができたかどうか、またその時期について審議しなければならないことになります。当該事案においてはクロアチア法に関する必要な検討が差戻審で行われることになります。

「永久欠損金」に関する議論の決着（ドイツニュースレター2022年7月号の続報）

これまで、所得免除方式が適用される恒久的施設で生じたいわゆる「永久欠損金」のドイツ国内本店側での控除がEU法上義務付けられているかどうか明確ではありませんでした。欧州司法裁判所は、最近公表された判決において、法務官の最終見解を支持し、この論点に対する否定的見解を示しました。設立の自由の原則は、このようなケースにおける永久欠損金の消滅（本店側での控除否認）に矛盾しないというのが欧州司法裁判所の見解です。

連邦財政裁判所は2019年11月6日付決定を通じ、欧州司法裁判所に対して、所得免除方式が適用されるEU域内の恒久的施設で生じた「永久欠損金」の国内本店側での控除に関するいくつかの疑問点について先行判決を求めていました。この背景には、それまでに下された欧州司法裁判所判決に一貫性が見られなかったことがあります。欧州司法裁判所は、例えば「Timac Agro」事案判決（2015年12月17日付）では恒久的施設の永久欠損金の本店側での控除を事実上否認していましたが、その後の「Bevola/Trock」事案判決（2018年6月12日付）では、永久欠損金の本店側での控除がEU法上認められているとの主たる見解が示されました。このため、連邦財政裁判所は、所得免除方式の適用されるEU域内の恒久的施設で生じた永久欠損金のドイツ本店側での控除義務が、設立の自由の原則に基づくものかどうかを明確にすることを求めていました。Collins法務官は、2022年3月10日付の最終見解において、設立の自由の原則は永久欠損金の控除を義務付けるものではないとの結論に至っていました。

欧州司法裁判所は、2022年9月22日付判決において法務官の見解を支持しました。EU域内居住会社の所在国内に保有される恒久的施設で生じた損失が税務上控除対象となる一方で、会社所在国とは別の他の加盟国に保有される恒久的施設で生じた損失は税務上控除されないことから、原則的には不平等な取り扱いが生じるというのが欧州司法裁判所の見解です。しかしながら、欧州司法裁判所は、租税条約上所得免除方式が適用される恒久的施設の状況と、国内恒久的施設の状況とを客観的に比較することができないことから、こうした不平等な取り扱いが設立の自由の原則を制限することにはならないとしています。欧州司法裁判所は、法務官の最終見解で示されたのと同様、租税条約による所得免除が、利益だけでなく損失も対象としているという、いわゆる「対称性（シンメトリー）」概念をその見解の根拠としています。

欧州司法裁判所は、さらに、この結論が、「Bevola/Trock」事案判決（2018年6月12日付）における自身の見解と矛盾しないことを明確にしています。「Bevola/Trock」事案では永久欠損金の本店側での控除否認が（国内法による）片務的規定に基づくものであったのに対し、今回の判決事案においては租税条約が根拠となっている、という異なる条件が前提となっているためです。

なお、先行判決の求めの1点目が否認されたことから、2点目から5点目までの論点に対する欧州司法裁判所の審理は不要となりました（各論点の詳細についてはドイツニュースレター2022年7月号参照）。

IV. VAT

仕入役務を現物出資した場合の前段階VAT控除(ドイツニュースレター2021年4月号の続報)

欧州司法裁判所は、グループ企業に対する経営管理機能を有する持株(ホールディング)会社による前段階VAT控除の範囲に関する連邦財政裁判所による先行判決の求めに対する判決を下しました。欧州司法裁判所の見解によると、ホールディング会社が無償の株主出資として子会社に拠出する仕入役務に含まれる前段階VATについては、原則として控除が認められないとされます。

経営(マネジメント)ホールディング会社または機能(ファンクション)ホールディング会社は、原則的に、仕入役務を子会社に対する売上VAT課税対象となる売上取引に使用する限りにおいて、前段階VATを控除する権利を有します。連邦財政裁判所は、先行判決の求めにおいて、こうした(通常であれば売上VAT課税対象となる売上取引を提供する)マネージメントまたはファンクションホールディング会社が、仕入役務を子会社に有償で再請求せず、現物出資する場合にも、前段階VATの控除が可能かどうか疑義を呈していました(2020年9月23日付決定)。欧州司法裁判所は、連邦財政裁判所の疑念を肯定する見解を示しました。欧州司法裁判所の見解では、子会社に対して売上VAT課税対象となる売上取引を行うホールディング会社は、子会社に対して株主出資として拠出(無償の株主出資)する仕入役務に係る前段階VATについては控除が認められないとされます。仕入役務がホールディング会社自身の(売上VAT課税対象)売上取引と直接に関連していることが前段階VAT控除の要件となります(2022年9月8日付判決)。

飲食役務に対する軽減税率適用の再延長

連邦議会財政委員会は2022年9月21日に、第8次物品税改正法の一環で、レストランでの飲食に対する7%のVAT軽減税率の適用を2023年12月31日まで延長する決議提案を提出しました。

物品税法改正のための第8次法により、一般的な物品税制度の策定に関するEU指令(2020/262)ならびにアルコール規格指令の国内レベルでの改正に関するEU指令(2020/1151)が、ビール税法上も国内法に導入されることになります。

法案は、2022年9月23日に連邦議会で可決、10月7日の連邦参議院による同意を得ており、官報公布が待たれています。第8次物品税改正法には、飲料の提供を除く飲食役務に適用されるVAT軽減税率の2023年12月31日までの延長が盛り込まれています。これにより、連立政権は第3次救済措置パッケージ(Entlastungspaket III)に掲げられた措置の1つを実施することになりました。

VAT上のオーガンシャフト(連結納税制度)に関する連邦財政裁判所判決

連邦財政裁判所は、VAT上のオーガンシャフト(連結納税制度)の成立要件の一つである経済的結合の要件に関する見解を示しました。オーガンシャフトを形成しようとする会社間でのオフィスの賃貸は必ずしも経済的結合要件を満たすとは限らないというのが連邦財政裁判所の見解です。

VAT上のオーガンシャフトの成立のためには、財務上および組織上の結合に加えて、経済的な結合の3要件を満たす必要があります。オーガンシャフトを形成しようとする企業間に経済的一体性、協力または相互依存の意味での経済的な関連性がある場合に、経済的な結合が認められます。他の2つの結合要件が明らかに満たされていて、経済的結合を具体的に示す必要がない場合であっても、経済的な相互依存を成立させるには、事業体間での重要性の低い取引レベルを超える関係性が必要となります。事業用不動産またはオフィスの賃貸は、こうした相互依存関係を成立させることができます。しかしながら、連邦財政裁判所は、事業活動のための特別な設備がなく、したがって容易に取り換え可能な部屋の賃貸は、相互依存の成立には不十分であるとの判決を下しました。また、経理および通常の人事管理の分野における管理業務の引き受けも十分でないとされます(2022年2月1日付連邦財政裁判所判決)。

連邦財政裁判所第5法廷は、さらに、姉妹会社2社間だけではVAT上のオーガンシャフトは成立し得ないとした第11法廷の見解も支持しました。

V. 建設工事に係る源泉税

建設工事に係る源泉税に関する適用通達の改定

ドイツ国内で事業者または公法上の法人に対して提供された建設役務に対する報酬は、建設工事に係る源泉税の対象となります。源泉税免除証明書がある場合は、(役務受益者による)源泉徴収義務からの免除が可能です。連邦財務省は建設工事に係る源泉税に関する詳細な適用通達を一部改定しました。

税務当局は、2022年7月19日付通達により、2002年12月27日付の建設工事に係る源泉税に関する適用通達を改定し、特に、この間に下された連邦財政裁判所判決を通達に反映しています。さらに、更新証明書の発行(有効な免除証明書の有効期限到来6ヶ月前からの申請)に関する2004年9月20日付補足連邦財務省通達が新通達に統合されています。

連邦財務省は通達の随所において補足を加えています。建設役務の定義(例えば、太陽光発電システムの建物への設置は所得税法第48条にいうところの建設役務に該当する点が補足)に加えて、連帯責任に関する章ならびに建設工事に係る源泉税の税額控除に関する章が補足事項として挙げられます。さらに、所得税法第48条以下の規定に基づく源泉義務は、建設役務の提供者が国内納税義務者であるかでどうかに関わらないとした、2019年11月7日付連邦財政裁判所判決の見解が盛り込まれています。

実務上最も関連性が高いのは、所得税法第48b条に基づく免除証明書に関する改定部分かと思われます。連邦財務省によると、案件ごとの免除証明書については今後有効期限の設定が必要となります。期間ごとの免除証明書は従来通り有効期限付きで交付され、今後も最長3年の有効期間とされます(さらに、新設企業および税務当局が新規に把握した建設役務提供者に対する免除証明書の有効期限が厳格化されます)。

加えて、役務の受益者に対する信頼保護規定が厳格化されました。受益者が、所得税法第48b条に基づく免除証明書の有効性を能動的に確認する場合(連邦中央税務局のオンラインポータル上または税務署に対する個別照会)には、重過失があったとは見なされません(従来の連邦財務省適用通達の文言では、有効性の確認を怠ったことだけでは重過失があったとは見なされないとされていました)。

新しい連邦財務省通達は、2002年12月27日、2003年9月4日および2004年9月20日付の行政通達に取って代わります。

VI. 個人所得税／賃金税

ネット給与保証と児童手当(キンダーゲルト)

国外への駐在員派遣に際してはネット給与保証契約が締結され、派遣先国での児童手当請求権は雇用者に譲渡されるという取り扱いが多く見られます。デュッセルドルフ財政裁判所が2021年11月11日に下した判決事案もまた同様の取り扱いとなっていました。事案では、児童手当(キンダーゲルト)の雇用者への支払いにより従業員のグロス給与額(総支給額)が減額されるかどうかが争点となっていました。デュッセルドルフ財政裁判所はこの(原告である納税者側の)論点を肯定し、税務署の見解と反対の立場を示しました。行政側はこの判決を不服として連邦財政裁判所に上訴しています(VI R 26/21)。

原告は、2017年10月から2019年8月まで、日本の雇用者からドイツに派遣されていました。配偶者と2人の子供もドイツに帯同していました。原告は、ネット給与保証契約(派遣先会社による税金負担)の一環で、児童手当がドイツの雇用者であるGmbH(有限会社)に支払われることに合意していました。GmbHは、賃金税源泉に際して、児童手当をマイナスの給与として処理(ネット給与の減額処理)してはいませんでした。

原告は、所得税申告書上、児童手当相当額を減額した33万1,442ユーロをグロス給与額として申告しました。雇用者に支払われた児童手当の額は、ネット給与保証の枠内でマイナスの給与所得として考慮されるというのがその理由でした。これに対して、税務署は、グロス給与額を33万6,098ユーロとし、2人分の児童控除額を所得から控除しました(所得税査定に際しては、①課税所得の計算に際して児童控除額を控除し、児童手当額を査定所得税額に加算、または②課税所得の計算に際して児童控除額の控除を行わず所得税額を算定するが児童手当額の加算は行わない、のいずれか有利な方が選択されます)。税務署は、(雇用者に支払われた)児童手当の額を(所得税の事前還付金として)査定所得税額に加算した一方で、グロス給与額からの控除を否認しました。児童手当は勤務に対する対価ではなく、税額還付金であるというのがその理由です。

デュッセルドルフ財政裁判所は、税務当局の見解を支持しませんでした。児童手当のドイツ会社への支払いは、雇用者に対する税金の還付または給与の返還と同等の性格を有し、原告である従業員側から見た場合には資産の流出に当たります。判決理由によると、上記の取り扱いは、原告本人、または第三者(労働局の管轄窓口)が支払いフローを短縮する形で、(雇用者に対する)支払いを行うかどうかによらないとされます。

GmbHへの児童手当支給の法的根拠はネット給与保証契約であり、その他の理由は明白でもなければ、妥当でもないというのが、裁判所の見解です。さらに、経済的な担税力に応じた課税という原則も考慮されなければなりません(基本法第3条第1項)。したがって、給与があらかじめ児童手当分減額されるか、従業員が児童手当に相当する報酬の一部を雇用者に返還するか、または労働局の管轄窓口が児童手当を直接雇用者に支払うかどうかで取り扱いに相違があってはならないとしています。3つのケースのいずれにおいても、従業員の経済的担税力が児童手当相当分、低下するからです。

係争事案においては、所得関連必要経費の実費が定額必要経費控除額より多かったため、児童手当の額がマイナスの給与または所得関連必要経費(給与所得を得るために必要経費)のいずれに該当するかどうかは、重要ではありませんでした。しかしながら、裁判所はマイナスの給与への区分がより妥当であるとの見解を示しました。

係争事案と同様の事案においては、連邦財政裁判所での上告審を根拠に査定書に対する異議申し立てを行うといった対応が可能です。

VII. 租税通則法

納付遅延過料の料率の合憲性に関する疑義

連邦財政裁判所は、租税通則法第240条に基づき納付が義務付けられる納付遅延過料が2019年12月31日以降に発生する限りにおいて、その合憲性に疑念を抱いています。疑義の対象となっているのは、納付遅延過料の総額です。

連邦財政裁判所は、過去において既に、租税通則法第240条第1項第1文に基づき法的に賦課された納付遅延過料の額について合憲性の疑念があると判断していました。納付遅延過料が納税義務の履行を促す手段としての機能ではなく、納付期限の到来した税金の支払いの延長措置に対する対価または補償金、すなわち利息に類似した機能を有する限りにおいて、この疑念が生じるというのが連邦財政裁判所の見解です。

連邦財政裁判所は、2022年5月23日付の執行の停止に関する決定により、上記の見解を確認しました。連邦財政裁判所は、税金利息に関する連邦憲法裁判所決定(ドイツニュースレター2021年12月号参照)を背景に、納付遅延過料の額については、これらが2019年1月1日以降発生したものである限りにおいて、合憲性に著しい疑念が認められる点を具体化しました。2018年12月31日以前の期間については年利6%の利息が継続適用されるとの連邦憲法裁判所の決定を受け、連邦財政裁判所は、2018年12月31日以前に発生し、賦課決定された納付遅延過料についてはその合憲性に疑念はないとしていました。

連邦財政裁判所は、2021年5月26日付の執行停止決定(当該事案においては遅延納付過料の50%の執行停止を求める内容であったことから、連邦財政裁判所は納付遅延過料全額に関する見解を示す必要はありませんでした)と異なり、今回の決定においては、法的に賦課される納付遅延過料の額に関する規定は、その全体として合憲または違憲のいずれかとなり得、当該規定に含まれる特定の目的(決定事案では部分的に含まれる利息相当分)に関してのみ部分的に違憲とはなり得ないとの見解を示しました。連邦財政裁判所は、また、EU法上の原則からは、納付遅延過料の法的な額に関するさらなる疑義は生じないとしています。連邦財政裁判所は、さらに、執行停止決定は、既存の法的論点を最終的に解明する手続きとして適しておらず、税務訴訟事案において判断が下されなければならないとの見解を示しています。

税金利息に適用される利率の引下げに関連した適用上の疑問点および経過規定

税金納付および税金還付に対する利息(税金利息)の利率に係る租税通則法の改正を受け、2つの新しい連邦財務省通達が公表されました。連邦財務省は、新規定に関する説明に加えて、すべての未確定事案を対象とした経過規定の適用についても見解を示しています。

税金利息に適用される従来の利率は違憲であり、2019年1月1日に遡及して変更しなければならぬとした連邦憲法裁判所決定を受け、立法者は租税通則法を改正しました。2022年7月12日付租税通則法および租税通則法導入法の改正のための第2次法(Zweites Gesetz zur Änderung der AO und EGAO-Zinsen)により、租税通則法第233条から第239条が改正され、年利1.8%の新しい利率が定められました。2022年7月22日付連邦財務省通達はこれらの規定を補完するものです。

1つ目の租税通則法第233条から第239条の改正に関する通達は、法的新規定に関する説明になります。税務当局は通達の中で、特に、税金利息算定猶予期間、利息計算、利息賦課決定時効期限および相殺処理に関する詳細な見解を示しています。この通達にはまた、さまざまなケースにおける還付利息に際しての租税通則法第176条に基づく信用保護に関する見解も盛り込まれています。通達は、さらに、利息の算定対象期間に異なる利率が適用されるケースにおける利息計算について説明しています。

立法者は連邦憲法裁判所が指定した2022年7月31日までという期限内に新規定を導入しましたが、税務当局は、技術的な問題から変更後の利率での新しい利息賦課決定査定書を交付するに至っていません。このため連邦財務省は、2022年7月22日付の2つ目の通達において、租税通則法導入法第97章(経過規定)第15条第16項の法的経過規定について見解を示しています。2019年1月1日以降の利息算定対象期間に対する利息賦課決定査定書については、引き続き、暫定的に交付するか、または執行を停止することができます。さまざまな手続法上の事例における税務当局の対応方法を解説した2022年7月22日付通達は、2021年12月3日付連邦財務省通達により改定された2021年9月17日付連邦財務省通達に取って代わります。

VIII. 税務コンプライアンス

金融口座情報交換に係る連邦財務省通達の改定

連邦財務省は、2022年6月15日付通達により、特定の個別事例に関して、FATCA(外国口座税務コンプライアンス法<Foreign Account Tax Compliance Act>)および共通報告基準(Common Reporting Standard、以下CRS)の適用上の問題に関する2017年2月1日付通達を改定、補足しています。改定の対象となっているのは、特に、自己情報の取得、ならびにFATCAおよびCRSの対象となる金融商品の取り扱いで、原則的に、報告義務のあるドイツ国内のすべての金融機関が影響を受けます。

改定された主な項目は以下の通りです。

- ▶ (口座保有者の)自己情報に関する様式要件の厳格化
- ▶ 報告義務の対象とならない金融機関の定義
- ▶ 報告義務の対象とならない金融口座の定義
- ▶ 口座名義人ごとではなく個々の口座ごとの報告である点の確認
- ▶ 曆年途中での口座解約の場合の取り扱い
- ▶ 金融機関の事業年度が曆年と異なる場合の取り扱い

新しい規定は2023年1月1日以降適用され、遅くとも2024年中に提出される2023年報告年度分に反映されなければなりません。

暗号通貨の記録義務に関する連邦財務省通達草案

連邦財務省は、2022年7月18日に、仮想通貨およびその他のトークンに関する税務申告、協力および記録義務に関する連邦財務省通達草案を各団体に送付し、パブリックコメントを要請しました。

暗号通貨およびその他のトークンの課税上の取り扱いへの対応が引き続き行われています。連邦財務省は、2022年5月11日付連邦財務省通達において詳細な見解を示しました(ドイツニュースレター2022年7月号セクションII、「法人税」参照)。この通達には、納税者の協力および記録義務に関する見解が盛り込まれていませんでした。現在草案として公表されている補足通達により、前述の通達に「税務申告、協力および記録義務」という項目が追加されることになります。内容的には、現行案によると、まず一般的な義務を取り上げ、続いて、事業資産および個人資産における協力および記録義務を個別に取り上げています。

連邦財務省は、国外事案の場合には、納税者はより広範な協力義務があるとの見解にあります(租税通則法第90条第2項)。連邦財務省は、さらに、立証責任に関する一般規則の範囲内で、税務署が証憑として要求できる情報のリストを列挙しています。

クロスボーダーのタックスプランニングに係る報告義務に関する連邦財務省通達

連邦財務省は、2022年7月26日付通達により、クロスボーダーのタックスプランニングに係る報告義務に関する適用通達を改定し、いわゆる市場性のあるプランニングに新たな(タックスプランニングの)「利用者」が追加された場合の(報告の)更新義務に関する直近の法改正を受け、関連企業に関する情報も記載しなければならない点を盛り込みました。

租税通則法および租税通則法導入法の改正のための第2次法により、税金納付および税金還付に対する利息(税金利息)に適用される利率が違憲とならないよう改正されたのに加えて、クロスボーダーのタックスプランニングに係る報告義務に関する規定に2つの細かい項目が追加されました。まず、報告義務上関連企業と見なされる企業の定義において、新たに加えられた租税通則法第138e条第3項第6文により、50%超の議決権を有する者は100%の議決権を有すると見なされることが補足されました。これに加えて、いわゆる市場性のあるプランニングに際しての(報告の)更新義務(租税通則法第138h条第2項)に、租税通則法第138f条第3項第1文第3号に基づく関連企業に関する情報も、四半期更新の一環で報告しなければならない点が盛り込まれました。いずれの規定も、2018年5月25日付のEU理事会指令(2018/882)がその背景にあり、ドイツの国内法にはまだ導入されていなかったものです。

いずれの改定内容も、当該規定が施行された時点で完了していなかったすべての手続きに遡及して適用されることになります。租税通則法および租税通則法導入法の改正のための第2次法は、2022年7月12日に連邦官報に掲載され、公布の翌日である2022年7月22日に発効しました。連邦財務省は、この法改正を機に、2022年7月26日付通達により、クロスボーダーのタックスプランニングに係る報告義務に関する適用通達を改定し、市場性のあるプランニングに新たな「利用者」が加わった場合には、租税通則法第138f条第3項第1文第3号にいうところの関連企業に関する情報も記載しなければならないとしました。

Tax CMS(税務管理マネジメントシステム)設置企業に対する税務調査手続きの簡素化

連邦政府は2022年9月14日に、適格な税務管理マネジメントシステム(Tax Compliance Management System、以下Tax CMS)を有している企業に対しては、税務調査の一部を簡便化することを容認する内容の提案書を提出しました。適格なTax CMSを有している企業は2023年から2027年にかけて実施される予定のテストプロジェクトに参加することができます。

連邦政府の提案では、具体的に、管轄税務署は、実施中の税務調査の過程においてTax CMSの適格性が確認され、税務リスクがない、または、軽微である場合には、連邦中央税務局と協議の上、次回以降の税務調査を簡便的に行うことを拘束的に承諾できるとされています。Tax CMSに変更があった場合は、直ちに税務当局に通知する必要があります。申請に基づく簡便的な税務調査の実施に関する承諾は、取消条項付きで交付されることになります。

草案では、税務管理マネジメントシステム(Tax CMS)を、課税ベースが正しく記録および反映され、課税ベースに対する税金が期限内および完全に納付されることを保証する、あらゆる内部管理上の手段と定義しています。Tax CMSは、税務リスクを継続的に反映する必要があります。この草案には、さらなる定義や、例えば、CMSの設計および監査に関するドイツ経済監査士協会(IDW)監査基準「CMSの適切な監査の原則」(IDW PS 980)への言及はまだ含まれていません。草案はまた、例えば、税理士や監査人といった第三者が当該Tax CMSを監査している必要があるとも定めていません。

この規定は、代替的な監査方法のテストプロジェクトとして策定されることが明記されていて、立法者が延長しない限り、2023年1月1日の導入から4年後の2027年末に自動的に失効することになっています。最終的な判断の根拠とするため、連邦各州は2027年6月30日までに連邦財務省に対して、テストフェーズの評価報告書を提出することになります。

連邦政府の考えでは、この新規定は、連立政権によるさらなる立法手続きの一環で、2022年末までに連邦議会および連邦参議院で可決される予定のDAC 7の実施および租税手続法の近代化のための法律(セクションI、「法改正」参照)に追加され、特に税務調査の改革が盛り込まれる予定です。

IX. 商法会計

企業サステナビリティ報告に関する指令(Corporate Sustainability Reporting Directive、以下CSRD)に関する暫定合意

EU理事会およびEU議会は、暫定的政治合意により、持続可能な経済への移行を加速させるため、非財務情報の開示に関する新たな規則への道筋をつけました。新規定は2024年1月1日から段階的に導入される予定です。

2022年6月22日に、「企業サステナビリティ報告に関する指令(CSRD)」に関する暫定的政治合意がなされました。CSRDは、2013年6月26日付のEU議会およびEU理事会による会計指令(2013/34/EU)の改正になります。会計指令の包括的な規定は、CSRDに特段の規定がない限り、CSRDにも適用されます。CSRDは、現行の非財務情報開示に関する改正指令(Non-Financial Reporting Directive、以下NFRD)に代わるもので、EU加盟国によるCSRDの国内法への導入期限は2023年度中を予定しています。

企業サステナビリティ報告は、将来的には、電子報告フォーマットESEFによる(連結)状況報告書の一部を構成することになり、当面は限定的な保証で監査対象となる予定です。企業サステナビリティ報告の根拠となるのは、欧州財務報告アドバイザリーグループ(European Financial Reporting Advisory Group、以下EFRAG)が策定し、既にその一部がパブリックコンサルテーションのため公開されている、EUサステナビリティ報告基準(EU Sustainability Reporting Standards、以下ESRS)です。

NFRDの従来の適用範囲は、従業員500人超の上場企業ならびに一定の要件を満たす企業グループですが、CSRDでは適用範囲が拡大されます。将来的には、商法の定義に該当するすべての大企業および大企業グループが適用対象となります。EU域内で財貨または役務を提供し、1億5千万ユーロ超の純売上高のある、EU域内に少なくとも1つの子会社または支店を保有するEU域外企業、ならびにEU域内の株式市場に上場するすべての企業(商法に規定される極小規模企業を除く)についても、同指令が適用される予定です。

これまでの草案およびプレスリリースを踏まえると、子会社については、当該子会社がグループ上位会社の連結状況報告書に含まれる場合には、状況報告書における報告義務から免除されるものと考えられます。このため、連結グループの企業サステナビリティ報告は、CSRDの要件を満たす必要があります。免除規定を適用する際に、連結グループ報告書の記載事項の一部を子会社別に区分することを求めたEU議会の要求がどの程度反映されたかは不明です。状況報告書中での報告の免除は、上場企業には適用されないと考えられます。

企業サステナビリティ報告は、将来的に、その内容について外部監査を受けることが義務付けられる予定です。この規定は、現行のNFRDの適用範囲に含まれる企業および企業グループについては、2024年1月1日以降に開始する報告期間から適用される予定です。2025年1月1日以降は、他のすべての対象企業および企業グループに対して新規定が適用されることになります。2026年1月1日以降は、資本市場で資金調達を行っている中小企業、特定の小規模でスキームが複雑でない金融機関、ならびにいわゆるキャプティブ保険が、2028年1月1日以降は、EU域内で財貨または役務を提供し、1億5千万ユーロ超の純売上高のある、EU域内に少なくとも1つの子会社または支店を保有するEU域外企業がCSRDの適用範囲に含まれることになります。

なお、暫定的合意は、EU理事会およびEU議会の承認を要します。

X. 会社法

株式会社におけるバーチャル株主総会

連邦政府による(恒久的な)バーチャル株主総会の導入に関する法律が、2022年7月26日に連邦官報で公布され、発効しました。

立法者は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の大流行への対応として導入され、2022年8月31日に終了するバーチャル株主総会、社員(出資者)総会および会員総会に関する特別規定の運用から得られた経験に基づき、株式会社に対してバーチャル形式での株主総会開催の可能性を恒久的に容認することを決定しました。

この法律の目的は、進化するデジタル化と株式会社法の要件を可能な限り調和させ、それによって株式会社法の近代的なさらなる発展を実現することです。この近代化の核となるのが、会場での株主総会開催を完全に代替するバーチャル総会の導入です。バーチャル総会は、新たに制定された株式会社法第118a条に規定され、当該条文には「バーチャル総会」というタイトルが記載されています。第118a条第1項ではバーチャル総会を「株主またはその代理人が物理的に出席しない会議」と定義しています。これに基づき、第1項第1号から第8号には、バーチャル株主総会が開催されるために満たすべき一定の要件が定められています。まず、バーチャル株主総会の開催を決定する権限が定款に(期限付きで)規定されている、または取締役会に権限が付与されていることが必要です。なお、政府案にあった、特定の決議事案を会場開催の株主総会に留保する可能性が削除されたため、バーチャル株主総会は、従来の会場開催の株主総会と同等の責任と権限を有することになりました。

定款にバーチャル株主総会の可能性を明記することに加え、特に、株主総会全体が映像および音声で伝達され、株主が議決権、議案提案権、情報請求権、発言権、反対意見を行使できることが保証されなければならないとされます。これらの権利の行使は、通常、電子的な形式で行われれば十分とされます。ただし、発言権の行使ならびに、動議および(進行中の総会で行われる限りにおいて)選任提案の権利だけは、映像および音声付きで行われなければなりません。

この新しい規定は、バーチャル株主総会の開催自体だけでなく、総会開催までの間の手続きにも顕著な影響を与えます。この法的根拠は、新たに導入された株式会社法第130a条ならびに第131条第1a項から第1f項にあります。会社、組合、団体、財団および住宅所有法におけるCOVID-19パンデミックの影響を緩和するための法律(Gesetz über Maßnahmen im Gesellschafts-, Genossenschafts-, Vereins-, Stiftungs- und Wohnungseigentumsrecht zur Bekämpfung der Auswirkungen der COVID-19-Pandemie、以下GesRuaCOVBekG)により既に運用されていた、バーチャル株主総会に先立って提出する質問を通じて株主の情報請求権を確保する手段が引き継がれ、質問はバーチャル株主総会開始の3日前までに受領されなければならないと明記されています。質問は公表され、遅くともバーチャル株主総会の前日までに回答されなければなりません。回答もまた公表され、株主総会中に閲覧可能でなければなりません。この場合、株主総会中に出された同一の質問には回答する必要はありません。ただし、回答に対するフォローアップ質問ならびに、会議の3日前までに質問できなかった事実関係に関する質問は、株主総会中に行うことができます。また、取締役会は、事前質問権を、株主総会への参加を正式に登録した株主に限定することができます。さらに、事前の質問数を制限するという予防策も可能です。

また、GesRuaCOVBekGでは規定のなかった、新たに導入された規定として、株主がバーチャル株主総会に先立ち、議案に対して意見を提出する権利が挙げられます。こうした権利は、企業によっては既に任意に認めていたものです。このような意見書は、株主総会開始の5日前までに提出され、株主総会開催日の4日前までに出席を登録した他の株主によるアクセスが可能となるようにしなければなりません。取締役会は、質問権と同様に、意見陳述の権利を株主総会への出席を正式に登録した株主に限定することができます。

バーチャルイベントにはその性質上技術的な困難を伴う可能性があるため、法律は、取締役会が、発言の前に機能テストを実施し、テストに合格しなかった発言を却下することができるとしています。これは、技術的な誤作動の結果としての権利侵害に対する不服申し立てを広範囲に排除することに相当します。

新型コロナウイルスによるパンデミック下においては、バーチャル形式の会議に多数の参加が得られることが明らかになったことから、今後の実務でもこの形式が支持されることが予想されます。さらに、立法者の立場からすると、株主総会の開催前に質問ができるようになったことで、回答の質の向上につながると期待されます。事前回答と場合によってはこれに対する追加質問との相互作用の可能性をさらに発展させることは、意義深いと考えられます。これにより、株主は株主総会の議案に対する準備をより円滑に進めることができ、株主総会全体の質ならびに利益を向上させることができます。このための道筋が、新法という形で整備されたものです。しかしながら、特に、政府法案による財務省案の修正後、会場開催株主総会との同等性がより高められ、これに伴って手続き上の効率化が放棄されたことを批判していた上場企業が、新しい株主総会開催手段を法制化された形式で実際に利用するかどうかは未知数です。

なお、立法者は立法手続きの最終段階において、協同組合を新規定の対象に含め、協同組合に対してもバーチャル組合員総会という選択肢を恒久的に利用できるようにしました。

コンタクト先

Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
JBS (Japan Business Services)

デュッセルドルフ

Graf-Adolf-Platz 15
40213 Düsseldorf
Germany

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 6196 8024 13461 (Notes FAX)
kenji.umeda@de.ey.com

野中 榮助

Phone +49 211 9352 12980
Fax +49 6196 8024 12980 (Notes FAX)
eisuke.nonaka@de.ey.com

ハンブルク

Rothenbaumchaussee 78
20148 Hamburg
Germany

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 6196 8024 13461 (Notes FAX)
kenji.umeda@de.ey.com

シュツットガルト

Flughafenstrasse 61
70629 Stuttgart
Germany

久保川 智広

Phone +49 6196 996 24152
Fax +49 6196 8024 24152 (Notes FAX)
tomohiro.kubokawa@de.ey.com

フランクフルト

Mergenthalerallee 3-5
65760 Eschborn
Germany

久保川 智広

Phone +49 6196 996 24152
Fax +49 6196 8024 24152 (Notes FAX)
tomohiro.kubokawa@de.ey.com

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 6196 8024 13461 (Notes FAX)
kenji.umeda@de.ey.com

ミュンヘン

Arnulfstrasse 59
80636 München
Germany

英 正樹

Phone +49 89 14331 21366
Fax +49 6196 8024 21366 (Notes FAX)
masaki.hanabusa@de.ey.com

Disclaimer

- ▶ By nature, the information made available can neither be exhaustive nor tailored to the specific needs of an individual case. It does not constitute advice, any other form of legally binding information or a legally binding proposal on our part.
- ▶ This presentation reflects our interpretation of the applicable tax laws and regulations, the corresponding court rulings and the official statements issued by the tax authorities.
- ▶ This presentation is based on the law as of the date of this presentation. In the course of time, tax laws, administrative instructions, their interpretation and court rulings may change. Such changes may affect the validity of this presentation.
- ▶ We are not obliged to draw your attention to changes in the legal assessment of issues dealt with by us in this presentation.
- ▶ We assume no warranty or guarantee for the accuracy or completeness of the contents of this presentation. To the extent legally possible, we do not assume any liability for any action or omission that you have based solely on this presentation. This also applies should the information prove to be imprecise or inaccurate.
- ▶ This presentation and the handout are not a substitute for qualified tax advice.

EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2022 EYGM Limited.
All Rights Reserved.

00657-226Jpn
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com